

VICSについてのお問い合わせ

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当センターは、VICSデスクランプラー 1台毎に1のVICSサービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第7条 VICSサービスの提供区域は、別表Iのとおりとします。

ただし、そのサービス提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、VICSサービスを利用することができますが、この場合があります。

(契約の成立等)

第8条 VICSサービスは、VICS対応FM受信機（VICSデスクランプラーが組み込まれたFM受信機）を購入したことにより、契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし、以後加入者は、継続的にサービスの提供を受けることができるものとします。

(VICSサービスの種類の変更)

第9条 加入者は、VICSサービスの種類に対応したVICS対応FM受信機を購入することにより、第4条に示すVICSサービスの種類の変更を行うことができます。

(契約上の地位の譲渡又は承継)

第10条 加入者は、第三者に対し加入者としての権利の譲渡又は地位の承継を行うことができます。

(加入者が行う契約の解除)

第11条 当センターは、次の場合には加入者がVICSサービス契約を解除したものとみなします。

- (1) 加入者がVICSデスクランプラーの使用を将来にわたって停止したとき
- (2) 加入者の所有するVICSデスクランプラーの使用が不可能となったとき

(当センターが行う契約の解除)

第12条 当センターは、加入者が第16条の規定に反する行為を行った場合には、VICSサービス契約を解除することがあります。また、第17条の規定に従って、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合は、VICSサービス契約は、解除されたものと見なされます。

2 第11条又は第12条の規定により、VICSサービス契約が解除された場合であっても、当センターは、VICSサービスの視聴料金の払い戻しをいたしません。

第4章 料金

(料金の支払い義務)

第13条 加入者は、当センターが提供するVICSサービスの料金として、契約単位ごとに加入時に別表IIに定める定額料金の支払いを要します。

なお、料金は、加入者が受信機を購入する際に負担していただいている。

第5章 保守

(当センターの保守管理責任)

第14条 当センターは、当センターが提供するVICSサービスの視聴品質を良好に保持するため、適切な保守管理に努めます。ただし、加入者の設備に起因する視聴品質の劣化に関してはこの限りではありません。

(利用の中止)

第15条 当センターは、放送設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、VICSサービスの利用を中止することができます。

2 当センターは、前項の規定によりVICSサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 雜則

(利用に係る加入者の義務)

第16条 加入者は、当センターが提供するVICSサービスの放送を再送信又は再配分することはできません。

(免責)

第17条 当センターは、天災、事変、気象などの視聴障害による放送休止、その他当センターの責めに帰するとのできない事由によりVICSサービスの視聴が不可能ないし困難となった場合には一切の責任を負いません。また、利用者は、道路形状が変更した場合等、合理的な事情がある場合には、VICSサービスが一部表示されない場合があることを了承するものとします。但し、当センターは、当該変更においても、変更後3年間、当該変更に対応していない旧デジタル道路地図上でも、VICSサービスが可能な限度で適切に表示されるように、合理的な努力を傾注するものとします。

2 VICSサービスは、FM放送の電波に多重して提供されていますので、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、加入者が当初に購入された受信機によるVICSサービスの利用ができなくなります。当センターは、やむを得ない事情があると認める場合には、3年以上の期間を持って、VICSサービスの「お知らせ」画面等により、加入者に周知のうえ、本放送の伝送方式の変更を行うことがあります。

【別表I】「サービスの提供区域」

福島県	会津若松市、いわき市、喜多方市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、原町市、福島市
岡山県	井原市、岡山市、笠岡市、倉敷市、総社市、高梁市、玉野市、津山市、新見市
沖縄県	糸満市、浦添市、沖縄市、宜野湾市、名護市、那覇市
宮崎県	小林市、西都市、日南市、延岡市、都城市、宮崎市
岐阜県	恵那市、大垣市、各務原市、岐阜市、関市、高山市、多治見市、土岐市、中津川市、羽島市、瑞浪市、美濃加茂市、山県市、瑞穂市
三重県	伊勢市、尾鷲市、龜山市、桑名市、鈴鹿市、津市、久居市、松阪市、四日市市
山口県	岩国市、宇部市、小野田市、下松市、下関市、長門市、萩市、光市、防府市、美祢市、柳井市、山口市、周南市
茨城県	石岡市、笠間市、北茨城市、古河市、高萩市、土浦市、下館市、下妻市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、水戸市、結城市
北海道(旭川地区)	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市
和歌山県	有田市、海南市、御坊市、新宮市、田辺市、和歌山市
滋賀県	大津市、近江八幡市、草津市、彦根市、守山市、八日市市、栗東市
奈良県	生駒市、橿原市、香芝市、御所市、桜井市、天理市、奈良市、大和郡山市、大和高田市
朽木県	足利市、今市市、宇都宮市、大田原市、小山市、鹿沼市、黒磯市、佐野市、栃木市、日光市、真岡市、矢板市
山梨県	塩山市、大月市、甲府市、都留市、韋崎市、富士吉田市、山梨市、南アルプス市
新潟県	小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、三条市、新発田市、上越市、白根市、燕市、柿尾市、豊栄市、長岡市、新潟市、金沢市、小松市、珠洲市、七尾市、羽咋市、松任市、輪島市
石川県	金沢市、小松市、珠洲市、七尾市、羽咋市、松任市、輪島市
北海道(函館地区)	函館市
熊本県	荒尾市、牛深市、宇土市、菊池市、熊本市、玉名市、人吉市、水俣市、八代市、山鹿市
大分県	宇佐市、臼杵市、大分市、杵築市、佐伯市、竹田市、津久見市、中津市、日田市、別府市
香川県	坂出市、善通寺市、高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市
愛媛県	今治市、伊予市、伊予三島市、宇和島市、大洲市、川之江市、西条市、東予市、新居浜市、松山市、八幡浜市
佐賀県	伊万里市、鹿島市、唐津市、佐賀市、多久市、武雄市、鳥栖市
長崎県	諫早市、大村市、佐世保市、島原市、長崎市、平戸市、福江市、松浦市
鹿児島県	阿久根市、出水市、指宿市、大口市、鹿児島市、加世田市、鹿屋市、国分市、川内市、垂水市、西之表市、枕崎市
徳島県	阿南市、小松島市、徳島市、鳴門市
高知県	安芸市、高知市、宿毛市、須崎市、土佐市、土佐清水市、中村市、南国市、室戸市
福井県	大野市、小浜市、鯖江市、武生市、敦賀市、福井市
富山県	魚津市、小矢部市、黒部市、新湊市、高岡市、砺波市、富山市、滑川市、氷見市
山形県	上山市、寒河江市、酒田市、新庄市、鶴岡市、天童市、長井市、南陽市、東根市、村山市、山形市、米沢市
秋田県	秋田市、大館市、男鹿市、能代市、本荘市、湯沢市
青森県	青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、八戸市、弘前市、三沢市、むつ市
島根県	出雲市、江津市、大田市、浜田市、平田市、益田市、松江市、安来市
鳥取県	倉吉市、境港市、鳥取市、米子市
岩手県	一関市、大船渡市、釜石市、北上市、久慈市、遠野市、花巻市、宮古市、水沢市、盛岡市、陸前高田市
北海道(釧路地区)	釧路市、根室市、帶広市
北海道(北見地区)	網走市、北見市、紋別市

【別表II】 視聴料金 315円(税込み) ただし、車載機購入価格に含まれております。